

電子申請サービスをご利用ください

協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書によって行われていた各種手続きについて、スマートフォン、パソコンを利用して申請することができる「電子申請サービス」を開始いたしました。「郵送すること」の手間／時間／費用をかけずに、オンラインで申請手続きを完了させることが可能となるため、ぜひ「電子申請サービス」をご利用ください。



Point 健康保険の記号・番号がわからなくても申請可能！

マイナンバーカードを利用して申請可能です。
健康保険の記号・番号がわからない場合でも安心してご利用いただけます。

Point 平日夜も申請可能！

協会けんぽ支部の窓口の受付時間は平日の8:30～17:15までですが、電子申請サービスは平日8:00～21:00までご利用いただくことができます。
(土日祝日、年末年始 12/29～1/3を除く)



電子申請サービスについて詳細は右の二次元コードからご確認ください▶

<紙の申請書を使用される場合>

令和8年1月に様式が変更となりましたので、紙の申請を希望される場合はホームページから印刷してご使用ください。

例) 傷病手当金支給申請書

New 個人番号（マイナンバー）記入欄

記号・番号が不明な場合のみ、個人番号（マイナンバー）をご記入のうえ、本人確認書類を添付してください。記号・番号は「資格情報のお知らせ」やマイナポータル上の健康保険画面、「資格確認書」でご確認のうえご記入ください。

New 公金受取口座の利用について

公金受取口座への振込を希望される場合は「1」（希望する）とご記入ください。
希望されない場合・登録が済んでいない場合は「2」（希望しない）と記入し、「振込先指定口座」枠内をすべてご記入ください。

メールマガジンにご登録ください

神奈川支部では、月2回メールマガジンの配信を行っています。
健康保険制度の改正や各種申請手続きの方法、健康づくりに役立つ情報などを配信しています。
スマートフォンやパソコンのメールアドレスをお持ちの方であれば、どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひお気軽にご登録ください。



メールマガジンはこちらからご登録ください▶



「もしも」と「いつも」に安心を。
全国健康保険協会 神奈川支部
045-270-8431 (代表)
お電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

協会けんぽ 神奈川



職場のみなさまで回覧をお願いします

協会けんぽ かもめだより

第65号

(令和8年・春)

全国健康保険協会
神奈川支部
健康保険委員 事務局
担当：企画総務グループ

令和7年度 健康保険委員表彰受賞者のご紹介

協会けんぽでは、健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様に感謝の意を表し、毎年、健康保険委員表彰を行っています。

全国健康保険協会理事長表彰者

フォーム 株式会社
塚原 陽 様



全国健康保険協会神奈川支部長表彰者

萬運輸 株式会社	平山 摩利王 様
門倉工業 株式会社	中川 満里 様
横浜石工連合組合	桃野 清美 様
株式会社 モリモト	森本 いづみ 様
株式会社 コア・エレクトロニックシステム	村上 正寿 様
公益財団法人 藤沢市まちづくり協会	松永 慎一郎 様
オーインテル 株式会社	健康保険委員 様
社会福祉法人 キャマラード	太田 幸弘 様
株式会社 ノア	百木田 澄 様
社会福祉法人 鶴見乳幼児福祉センター	健康保険委員 様
株式会社 アイ・パートナーズフィナンシャル	高梨 清香 様
株式会社 宮下保険サービス	古宮 あゆ美 様
株式会社 日本環境設計	健康保険委員 様
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	田端 郁枝 様
株式会社 丸晋建設	山田 正巳 様



萬運輸 株式会社
平山 摩利王 様



門倉工業 株式会社
中川 満里 様



横浜石工連合組合
桃野 清美 様



株式会社 アイ・パート
ナーズフィナンシャル
高梨 清香 様



株式会社 宮下保険サービス
古宮 あゆ美 様

任意継続保険ご加入のお手続きについて

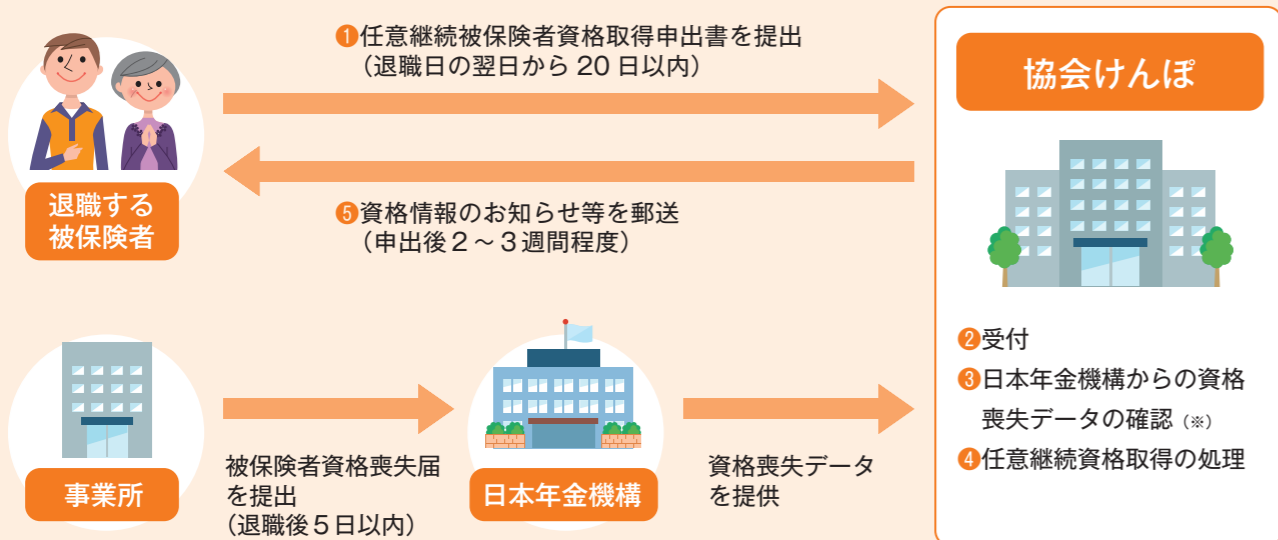
退職などで健康保険の資格を喪失した場合、任意継続保険や国民健康保険に加入するか、ご家族の健康保険に被扶養者として加入するなど、いずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

毎月納める保険料などを比較のうえ、選択した健康保険にお手続きください。任意継続を希望する場合は以下をご参照ください。

- 加入要件** 退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- 手続き** お住まいの協会けんぽ都道府県支部へ、退職日の翌日（資格喪失日）から土日祝日を含めた20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出
- 添付書類**
 - ◎退職日が確認できる書類
 - ◎（口座振替により保険料を納付する場合）口座振替依頼書
 - ◎（被扶養者となる方がいる場合）収入を証明する書類など
※詳細はホームページをご確認ください
 - ◎（マイナ保険証をお持ちでない方）「資格確認書交付申請書」



資格取得までの流れ



※退職日が確認できる書類を添付することで、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たず任意継続資格取得処理を行うことができます。



任意継続保険制度について詳細は右の二次元コードからご確認ください



健康保険委員の方が被保険者資格を喪失された場合は 後任の健康保険委員の方をご登録ください

健康保険委員の方が退職や後期高齢者医療制度への加入により被保険者資格を喪失された場合は、「健康保険委員交代届」のご提出により、後任の方のご登録をお願いいたします。

交代届は右の二次元コードからダウンロードしてください



協会けんぽの補助を利用して健診を受けましょう！

協会けんぽでは健診の費用補助を行っています。

協会けんぽにご加入の方は、年度内（4月～翌年3月）に1回限り、健診費用の補助を受けることができます。

事業所さまあてに健診のご案内を送付しておりますので、届きましたら内容を確認し、混雑を避けるため、健診機関へ早めのご予約をおすすめします。

ご案内の送付時期

令和8年3月下旬

ご本人様向け健診

生活習慣病等の病気の早期発見と重症化予防を目的とした健診です。血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検診を加えた一般健診や、年齢や性別に応じて乳がん検診・子宮頸がん検診等を追加できるなど、さまざまな健診をご用意しています。令和8年度からは、これまでの健診に加え、より検査項目が充実した人間ドック健診の費用補助が始まるなど、健診の選択肢が広がります。



Point 令和8年度から、協会けんぽのご本人様向け健診の内容が充実します！

	金額	対象者	内容
人間ドック健診に対する補助を開始	協会補助額 最高25,000円	35～74歳	一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。
生活習慣病予防健診の対象者を若年者へ拡大	自己負担額 最高2,500円	20,25,30歳	血液検査や尿検査などの一般的な検査項目に肺のがん検診を加えた、若年者の方向けの健診です。
40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始	自己負担額 最高1,390円 (健診機関によって異なります)	一般健診・節目健診を受診する40歳～74歳の偶数年齢の女性	問診、骨の中にあるカルシウム・マグネシウム等の成分量測定により、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。

※年度途中で75歳になる方は、誕生日の前日までの受診が対象です。

協会けんぽの新しい健診について詳しくは右の二次元コードからご確認ください



ご家族様向け健診（特定健診）

健診機関へ受診券を提示することにより、特定健診を受けられます。

対象者

40歳から74歳までの被扶養者（ご家族）様

- ※1 年度途中で40歳になる方も対象です。
- ※2 年度途中で75歳になる方は、誕生日の前日までの受診が対象です。

ご家族様向け健診について詳しくは右の二次元コードからご確認ください



Point ご家族様向け生活習慣病予防健診をご用意しています！

神奈川支部では、「もっと詳しい検査を受けたい…！」といったご要望にお応えして、被保険者（ご本人）様の生活習慣病予防健診と同程度の検査内容をセットにしたご家族様向け生活習慣病予防健診をご用意しております。

ご家族様向け生活習慣病予防健診について詳しくは右の二次元コードからご確認ください

